

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の三中「二十万五千元」を「二十二万五千元」に改める。

様式第四号の〔注意事項〕の3を次のように改める。

3 この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

(5) 障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)

(6) 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について、国家公務

員等共済組合若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

懲戒処分中の〔注脚事項〕のなかのみにあつた。

2 この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

(5) 障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)

(6) 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について、国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

懲戒処分中の〔注脚事項〕のなかのみにあつた。

3 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

(5) 障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)

(6) 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について、国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

懲戒処分中の〔注脚事項〕のなかのみにあつた。

4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には死亡職員又は請求者

が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「 ..... の被保険者であつた。」のに印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

- (1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）

(5) 遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について、国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

(2) この年金と同一の事由によつて現に支給されている国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第87条第1項、同法附則第78条第1項若しくは同法附則第32条第1項の規定による年金の額が変更され若しくはその支給を受けられなくなつた場合又はこの年金と同一の事由によつて厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなつた場合、その額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなつた場合

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

6 厚生年金保険等の受給関係	当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額となつた年月	支給されることとなつた年月
	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金（障害福祉年金を除く。） <input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金	円	年 月
		年金証書の番号	所轄社会保険事務所名等

ヤ

6 公的年金の受給関係	年金の種類 (障害等級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年月	所轄社会保険 事務所等
		円第	号	年 月	
		円第	号	年 月	

「また、当該する□に印を記入すること。」  
 様子 様子 様子 様子 様子 様子

6 厚生年金保険等の受給関係	当該障害に関して支給されている年金の種類		支給されている年金の年額		支給された年月	
	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金 (障害福祉年金を除く。) <input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金		円	年 月	年 月	

6 公的年金の受給関係	年金の種類 (障害等級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年月	所轄社会保険 事務所等
		円第	号	年 月	
		円第	号	年 月	

「また、当該する□に印を記入すること。」  
 様子 様子 様子 様子 様子 様子

3 厚生年金保険等の受給関係	当該死亡に関して支給されている年金の種類		支給される年金の年額		支給された年月	
	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の遺族年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の母遺族年金 (母子福祉年金を除く。) <input type="checkbox"/> 国民年金法の母遺族年金 (母遺族年金を除く。) <input type="checkbox"/> 国民年金法の遺族年金		円	年 月	年 月	

「また、当該する□に印を記入すること。」  
 様子 様子 様子 様子 様子 様子

3 公的年金の受給関係	年金の種類 (障害等級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年月	所轄社会保険 事務所等
		円第	号	年 月	
		円第	号	年 月	

様式第19号(ヤシ) 申

通知年月日		年 月 日	年 月 日
被災職員に関する事項	ふりかた 氏名	年 月 日	年 月 日 ( 歳 )
	住 所		
職 名	所 属 部 局 名		
退職年月日	年 月 日		
災 害	災害発生の日 時	年 月 日 ( 曜 )	年 月 日 ( 曜 )
	災害発生の場所	<input type="checkbox"/> 施設外 <input type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 時 分 ころ
災害の態様	<input type="checkbox"/> 事故 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> その他		
生 活 の 状 況	災害発生時職務・認定理由等		
	傷病の部位及び傷病の程度		
補償基礎額	死亡年月日	年 月 日	年 月 日
	金額	年 月 日	年 月 日
故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	金額	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 休業補償 <input type="checkbox"/> 傷病補償	日から 年 月 日まで
傷病補償年金	第 級	年 月 日	年 月 日
	金額	年 月 日	年 月 日
障害補償	<input type="checkbox"/> 障害補償一時金 <input type="checkbox"/> 併合繰上げ	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 準用 <input type="checkbox"/> 一時金額	年 月 日	年 月 日
遺 族 補 償	遺族補償一時金	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 遺族補償一時金 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金額	年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 日 から 年 月 日まで
葬 祭 補 償	金額	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 回僚加害 <input type="checkbox"/> 自動車事故 <input type="checkbox"/> 求償 <input type="checkbox"/> 免責	<input type="checkbox"/> 回僚加害以外 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 一部補償	葬祭を行った者の氏名及び死亡職関係の続柄又は関係
第 三 者 加 害 行 為	金額	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 船員保険	<input type="checkbox"/> 除害法の障害年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 除害法の障害年金 <input type="checkbox"/> 除害法の障害年金	5条による調整関係
備 考	支給開始年月	年 月	年 月
	年金証書の記号番号	第 号	第 号
所轄社会保険事務所名等			



第七卷二十号 (No. 1) 中

受給権者の氏名	年金証書の番号 第 号	故意の犯罪行為等による 制限の有無及び制限期間	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月 日 年 月 日	日から 日まで
受給権者の住所	第 級 ( 年 月 日決定)	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金 (障害福祉年金を除く。) <input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金 支給されている年金の年額 円			
障害等級	第 級 ( 年 月 日決定)	支給開始年月	年 月		
支給開始年月	年 月	年金証書の記号番号	第 号		
傷病の名称、部位及びその状態 所轄社会保険事務所等					

受給権者の氏名	年金証書の番号 第 号		受給権者の住所	傷病の名称、部位 及びその状態	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月 日 年 月 日	日から 日まで
	第 級 ( 年 月 日決定)	第 級 ( 年 月 日決定)					
	第 級 ( 年 月 日決定)	第 級 ( 年 月 日決定)					
障害等級	第 級 ( 年 月 日決定)	第 級 ( 年 月 日決定)					
支給開始年月	年 月	年 月					
条例附則第 5条による 調整関係	年金の種類 (障害等級第 類)	年金の年額 円	年金証書の 番号	支給開始年月 年 月	所轄社会保険事務所等	備考	
	第 号	円	第 号	年 月			

おまへ、回覧式 (No. 2) 中

受給権者の氏名	年金証書の番号 第 号	故意の犯罪行為等による 制限の有無及び制限期間	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月 日	日から 日まで
受給権者の住所		<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金 (障害福祉年金を除く。) <input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金 支給されている年金の年額 円			
障害等級	第 級 ( 年 月 日決定)	支給開始年月	年 月	年 月	第 号
支給開始年月	年 月	年金証書の記号番号	第 号		
障害の部位及びその程度					
所轄社会保険事務所等					

受給権者の氏名	年金証書の番号 第 号	受給権者の住所	
障害等級	第 級 ( 年 月 日決定)	傷病の部位及びその程度	
支給開始年月	年 月	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
年金の種類 (障害等級第 第 級)	年金の年額	年金証書の番号	支給開始年月
円	円	第 号	年 月
円	円	第 号	年 月
調整関係		所轄社会保険事務所等	備考

昭和61年7月25日 金曜日

2

2







附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第六条の三の規定は、昭和六十一年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「一万三千元」を「二万二千元」に改め、同項第二号中「六千五百円」を「一万円」に改める。

第十三条第二号を次のように改める。

二 次に掲げる施設において看護職員の業務に従事しているとき。

イ 県内の施設

(1) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第一項に規

定する病院で、病床が二百床未満のもの又は精神病床のみを有す

るもの

- (2) 医療法第一条の二第二項に規定する診療所
- (3) その他看護職員の確保が困難な施設等で、知事が別に定めるもの

ロ 県外の施設

心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項第一号に規定する福祉施設

第十七条第一項第七号中「県内において、又は県外の第十三条第二号イからハまで」を「第十三条第二号イ及びロ」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

3 昭和六十一年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額並びに同日以前に貸付けの決定を受けた者に係る修学資金の返還の債務の履行猶予及び就業届の提出については、改正後の規則第四条第一項並びに第十三条第二号及び第十七条第一項第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。